

公立大学法人前橋工科大学知的財産ポリシー

1 基本理念

公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）は、地域に根差す公立の工科大系大学として、地域と社会の発展と福祉に貢献する工学を追及するため、成果を地域と社会に還元し、社会の発展と福祉に貢献することを目的とする。そのため法人は、知的財産の創出、取得、管理、活用という知的創造サイクルを円滑に実施できる体制を確立する。

2 知的財産の創出

- (1) 法人は、活気に満ちた地域社会構築の一翼を担う知的創造拠点としての役割を果たすために、知的財産の創出に取り組む。
- (2) 法人は、教育研究の進展を社会発展につなげるため、知的財産の創出を支援する。
- (3) 法人は、地域企業及び公的機関との連携を図り、企業ニーズに応える研究活動を活性化させることにより、地域社会の時代を作る「知」と「技」の創出に努める。

3 知的財産の取得

法人は、職務発明として創出した知的財産について、知的財産の活用による経済的回収可能性を検討し、発明審査会の答申に基づき知的財産に係る権利を承継する。

4 知的財産の管理

法人が承継した知的財産は、適正に管理し、定期的にその財産的価値を評価する。

5 知的財産の活用

法人は、権利化された知的財産を実施許諾や譲渡などにより活用し、効果的かつ効率的に社会に還元する。

附 則

このポリシーは、平成27年7月1日から施行する。